

控除に関する手続き

事前準備は済んでいますか？

医療費控除

平成30年中に医療費などを10万円（所得が200万円未満の場合は所得の5%）を超えて支払った場合、超えた分を医療費控除として申告できます。対象となる医療費の詳細は札幌東税務署にお問い合わせください。

なお、申告に必要な医療費控除の明細書は、必ず来場前に計算し、作成してください。事前準備していない場合、会場で作成してもらうため受け付けに時間がかかる場合があります。

※他の控除の合計額が所得金額を上回っている方は、還付される所得税額は変わりませんが、住民税額が減額になる場合があります。

【医療費は還付されません】

医療費控除は医療費が還付される制度ではなく、所得から控除して計算することで、所得税の還付や減額、住民税の減額をする制度です。

【詳細】 市民税課 ☎ 381-1012



そもそも控除って何？

「控除」とは差し引きすることです。たとえば、皆さんの所得に対して課税される『住民税』に当てはめると、各種控除の対象者が必要書類を添えて申告することで、課税対象の所得から控除額が差し引かれ、課税対象額が減少し税額も減ります。控除によりかかる税金が少なくなる仕組みです。

要介護認定を受けている方の障害者控除

基準日（平成30年12月31日時点）に、左記の要件をすべて満たしている場合は、「障害者控除対象者認定書」（無料）を申告の際に添付することで障害者控除の対象になります。

「障害者控除対象者認定書」の発行は、江別市役所西棟1階介護保険課14番窓口で行っています。

【要件】

- 障害者手帳の交付を受けていない方
- 65歳以上の方で要支援2または要介護1〜5の認定を受けている方

【詳細】 介護保険課審査相談係 ☎ 381-1067

空き家の譲渡所得特別控除特例

相続した空き家や、相続した空き家を取り壊した後の土地を譲り渡した際に、確定申告で「被相続人居住用家屋等確認書」（無料）を添付することで、空き家の譲渡所得特別控除特例の対象となり、相続した空き家や土地を譲り得た所得から3千万円まで控除される場合があります。

「被相続人居住用家屋等確認書」の発行は、江別市役所1階資産税課8番窓口で行っています。

※市民会館では受け付けできませんので、札幌東税務署で申告してください。

【詳細】 資産税課 ☎ 381-1404

軽自動車税の税率 13年経過した軽自動車は割増に

初めて車のナンバー指定（車両番号指定）を受けてから13年を経過した軽4輪自動車など（電気自動車などは除く）には「経年重課税率」が課されます。税率は表のとおりです。

【詳細】 市民税課税制係

☎ 381-1012

平成31年度は登録年月が平成18年3月以前の軽自動車対象です。



区分	税率（年税額）			
	登録年月（*）		登録年月（*） から13年経過 【経年重課税率】	
	H27年3月以前 ＜旧税率＞	H27年4月以降 ＜現行税率＞		
3輪（660cc以下）	3,100円	3,900円	4,600円	
4輪以上 乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
4輪以上 貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	自家用	4,000円	5,000円	6,000円

（*）登録年月＝その車が初めて車両番号の指定を受けた年月です。車検証の「初度検査年月」の欄をご確認ください。

札幌東税務署からのお知らせ

「税理士による無料申告相談」を実施します

対象：年金収入のある方または給与収入のある方※不動産譲渡があった方は除く
会場：北海道経済センター 8階Aホール
(札幌市中央区北1条西2)
日時：1/28(月)～2/7(木)土・日・祝日除く
9:00～16:00

※申告書作成には時間がかかりますので、早めにお越しください。混雑時は、受け付けを早めに締め切ることがあります。駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

納税には便利な振替納税のご利用を

振替納税では所得税、復興特別所得税は4月22日(月)、消費税、地方消費税は4月24日(水)が口座振替日です。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です

マイナンバーを記載した申告書を提出するときは、申告者本人の確認書類の提示または写しの添付が必要です(控除対象配偶者、扶養親族などの本人確認書は提出不要です)。

申告書の提出は
国税庁「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書などを作成し、e-Tax送信または印刷し郵送で提出できます。



個人納税者の方必見！平成31年1月から新しい申告方法が利用可能に！

●**マイナンバーカードをお持ちの方**
マイナポータルまたはe-Taxホームページからログインすると、e-Taxの利用を開始し、申告書などのデータが送信できるようになります。

●**マイナンバーカードをお持ちでない方**
税務署で本人確認を行い発行される「ID・パスワード方式の完了通知」に記載されたID・パスワードで国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxによる送信ができるようになります。また、給与所得(年末調整済)で医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、このID・パスワードを用いてスマホ専用画面からe-Tax送信が利用できます。

**不動産収入を申告する際は
固定資産課税明細書のご利用を**

税務署で不動産収入を申告する際は、固定資産課税明細書をご利用ください。各家屋および土地ごとの相当税額を記載した課税明細書は、昨年5月にお送りした「固定資産税・都市計画税納税通知書」に添付しています。



(詳細)

資産税課 ☎ 381-1404

**年金差し引きの
介護・後期高齢者
医療保険料の注意点**

「公的年金等の源泉徴収票」に記載された保険料額と昨年6月に市から送付した「保険料額決定通知書」に記載した保険料額は積算期間がそれぞれ異なるため一致しない場合があります。

申告の際は「公的年金等の源泉徴収票」に記載された保険料額を記入してください。

(詳細) 医療助成課 ☎ 381-1403

対象工事 ※いずれも工事費用(自己負担額)が50万円超のものが対象

1. 耐震改修

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、耐震改修工事で現行の耐震基準に適合していると証明された家屋。

2. バリアフリー改修

新築された日から10年以上経過した住宅で、65歳以上の方または障がい者などが居住する一定のバリアフリー改修工事をした家屋。

3. 省エネ改修

平成20年1月1日以前に建てられた住宅で、窓の改修を含む改修工事が、現行の省エネ基準に適合していると証明された家屋。

住宅の改修工事を行い、左記の要件を満たした場合、当該家屋の固定資産税が減額されます。工事完了後、原則3か月以内に申告書に必要書類を添付し提出してください。また、申告書の受理後、現地を確認しますので、ご協力をお願いします。 ※平成30年中に完了した工事については、平成31年度分の税額が減額となります。 ※対象となる工事内容、必要書類及び減額適用期間は制度によって異なりますので、事前にお問い合わせください。

**住宅改修に係る
固定資産税**

(家屋) 減額制度

(詳細) 資産税課 ☎ 381-1404

お忘れなく！

**申込期限
3月29日(金)まで**

